

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月20日

【会社名】 株式会社東京一番フーズ

【英訳名】 TOKYO ICHIBAN FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂本 大地

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目6番1号

【電話番号】 03-5363-2132

【事務連絡者氏名】 常務取締役 岩成 和子

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目6番1号

【電話番号】 03-5363-2132

【事務連絡者氏名】 常務取締役 岩成 和子

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第10回新株予約権)
その他の者に対する割当
(発行価額の総額) 0円
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 201,552,000円

(注)
1. 本募集は、平成29年12月26日開催の当社株主総会決議及び平成30年11月20日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行するものであります。
2. 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額」は、本有価証券届出書提出時における見込額であり、平成30年11月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に2.00を乗じた金額に、本新株予約権の目的となる株式の総数を乗じて算定しています。
3. 新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、「発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,560個 (注)上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年12月6日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社東京一番フーズ 管理本部 東京都新宿区新宿五丁目6番1号
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成30年12月7日（金）
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）は、平成29年12月26日開催の当社株主総会及び平成30年11月20日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込方法は、申込期間内に当社所定の申込書を申込取扱場所に提出することとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及び社外協力者に対して割当てるものです。
4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当数は以下のとおりです。なお、下記割当数は予定であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。

割当対象者	人数	割当数
当社の取締役（社外取締役を含む）	4人	1,300個
当社の使用人	5人	150個
当社子会社の使用人	1人	50個
社外協力者	2人	60個
合計	12人	1,560個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p style="text-align: right;">当社普通</p> <p>株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式です。また、単元株式数は100株です。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 新株予約権の目的となる株式の総数は、156,000株とします。</p> <p>2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とします。ただし、付与株式数は、下記(注)1の定めにより調整されることがあります。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p style="text-align: right;">本新株予</p> <p>約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額に2.00を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。ただし、本新株予約権発行後、下記(注)2により調整を受けることがあります。</p> <p>行使価額は、本有価証券届出書提出時における見込額として平成30年11月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に2.00を乗じた金額(1,292円)、本新株予約権の目的となる株式の総数を乗じて算定しています。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>201,552,000円(本有価証券届出書提出時における見込額)</p> <p>(注)下記(注)2により行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少します。また本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p style="text-align: right;">1. 本新株</p> <p>予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式で除した額とします。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項の定めに従い算出される資本金増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を切り上げる。資本金増加限度額から資本金増加分を除した額は、資本準備金に組み入れるものとします。</p>
新株予約権の行使期間	平成35年12月8日から平成39年12月7日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p style="text-align: right;">1. 新株予</p> <p>約権の行使請求の受付場所 当社人事総務部(又はその時々における当該業務担当部署)</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行大久保支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)</p>
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案</p> <p>(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案</p> <p>(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するのとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 上記に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 下記に準じて決定する。</p>

(注) 1. 付与株式数の調整

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使に

よる場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価格の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は告知する。ただし、当該適用日の前日までに通知または告知を行うことが出来ない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
201,552,000円	500,000円	201,052,000

(注) 1. 新株予約権は無償で発行されるため新株予約権の払込金額はないが、ここでは新株予約権が全部行使された場合における「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額」の総額を記載しています。なお、これらの額はいずれも本有価証券届出書提出時の見込額であり、平成30年11月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に2.00乗じた金額に、本新株予約権の目的となる株式の総数を乗じて算定しています。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本募集は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として当社及び当社子会社の取締役、使用人及び社外協力者に対しストックオプションとして新株予約権を発行するものであり、資金調達を目的としていません。

新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、差引手取概算額の具体的な使途については現時点では未定であり、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

氏名	当社の取締役4人（注）
住所	（注）
職業の内容	当社の取締役
出資関係	当社の取締役4人は、合計で当社普通株式1,490,000株を保有しております。
人事関係	当社の取締役です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	該当事項はありません。

氏名	当社の使用人5人（注）
住所	（注）
職業の内容	当社の使用人
出資関係	当社の使用人5人は、合計で当社普通株式6,500株を保有しております。
人事関係	当社の使用人です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	該当事項はありません。

氏名	当社子会社の使用人1人（注）
住所	（注）
職業の内容	当社子会社の取締役
出資関係	当社子会社の使用人1人は、当社普通株式を保有しておりません。
人事関係	当社子会社の使用人です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	該当事項はありません。

氏名	加藤公一（社外協力者）	大和田順子（社外協力者）
住所	東京都千代田区神田駿河台	東京都文京区本駒込
職業の内容	(株)TBM 監査役	コンサルタント
出資関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
人事関係	当社の社外協力者です。	当社の社外協力者です。
資金関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
技術または取引等関係	当社と業務委託契約を締結しております。	当社と顧問契約を締結しております。

（注）本新株予約権は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的としてストック・オプションを付与するものであるため、個別の氏名・住所の記載は、省略させていただいております。

(2) 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として付与しており、当社の取締役、当社の使用人及び当社子会社の取締役へ、ストックオプションとして本新株予約権を付与することを通じて当社グループへの貢献をより強めることで、経営管理体制・技術革新をより加速させ、企業価値の最大化を図っていくことを目的としております。

また、社外協力者については、社員と同様の業務についていただいております、その貢献度は社員以上のものであることを評価しております。

今回、以下の社外協力者へのストックオプションの付与は、各専門スキルを通じて当社への貢献をより強め、経営管理体制・技術革新をより更に加速させ、企業価値の最大化を図り、株主の皆様利益に寄与するものであります。

1. 加藤公一氏は、(株)リクルート勤務とその後の政治家時代の経験で培った指導力を活かして、当社経営企画室業務全般及び人事・総務業務全般における業務品質向上へ寄与して頂いている実績による。
2. 大和田順子氏は、(株)リクルート在職中の業務経験を活かし、当社のITマーケティング力を飛躍的に向上させて頂いている実績による。

(3) 割当てようとする株式の数

- | | |
|----------------|--------|
| a. 当社の取締役4人 | 1,300株 |
| b. 当社の使用人5人 | 150株 |
| c. 当社子会社の使用人1人 | 50株 |
| d. 社外協力者2人 | 60株 |

(4) 株券等の保有方針

各割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを面談時に口頭で確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の発行は無償発行のため、払込みにかかる資金保有の確認は実施しておりません。また新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先である当社グループの役職員においては、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応することを定め、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求めています。また、反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について聞き取り調査を行い、反社会勢力との一切の関係がないことを確認しております。

また、割当予定先である社外協力者においては、反社会的勢力とは一切の関係がないことを聞き取り調査を行い確認するとともに、当社が会員となっております（公財）暴力団追放運動推進都民センターとのデータ照合を行っております。これを踏まえて当社は、割当予定先が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、職務の対価として付与するものであることから、発行価格は無償とすることとしました。

本新株予約権は無償で発行するものであることから、特に有利な条件で発行するものに該当すると判断されますが、平成29年12月26日付け定時株主総会にて承認を得て実施するものであります。

行使価額については、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額に2.00を乗じた金額としています。当該行使価額をこのように設定することにより、ここ数年の当社株価の変動幅を考慮し、希薄化に対する一定の配慮がなされています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の8,785,800株（議決権個数86,978個）に対して最大で1.78%（議決権ベースの希薄化率1.79%）の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
(株)なにわ	東京都新宿区大久保 2 - 21 - 15	3,050,000	35.07	3,050,000	34.45
坂本 大地	東京都新宿区	1,415,000	16.27	1,515,000	17.11
東京一番フーズ従業員持株会	東京都新宿区新宿 5 - 6 - 1	98,200	1.12	98,200	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口5）	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	89,500	1.02	89,500	1.01
アサヒビール(株)	東京都墨田区吾妻橋 1 - 23 - 1	78,500	0.90	78,500	0.89
メリルリンチ日本証券(株)	東京都中央区日本橋 1 - 4 - 1	72,900	0.83	72,900	0.82
坂本 洋平	東京都新宿区	72,500	0.83	72,500	0.82
良川 忠必	東京都新宿区	70,000	0.80	80,000	0.90

日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	56,800	0.65	56,800	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	56,200	0.64	56,200	0.63
計		5,059,600	58.13	5,169,600	58.39

(注)1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決数の割合」は、平成30年9月30日時点での株主名簿を基に作成したものであります。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成30年9月30日時点の総議決権数(86,963個)に、平成30年10月1日以降本有価証券届出書提出日(平成30年11月20日)までの間に新株予約券行使に伴う新株発行により増加した議決権数(15個)と、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(1,560個)を加えた数で除して算出した数値であり、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第19期、提出日平成29年12月27日）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券届出書提出日（平成30年11月20日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日（注）	2,000	8,776,800	338	482,824	338	384,824
平成30年1月1日～ 平成30年3月31日（注）	4,000	8,780,800	681	483,505	681	385,505
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日（注）	500	8,781,300	85	483,590	85	385,590
平成30年7月1日～ 平成30年9月30日（注）	3,000	8,784,300	511	484,102	511	386,102
平成30年10月1日～ 平成30年11月20日（注）	1,500	8,785,800	170	484,272	170	386,272

（注）1. 新株予約権行使に伴う新株発行によるものであります。

2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第19期、提出日平成29年12月27日）及び四半期報告書（第20期第3四半期、提出日平成30年8月8日）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年11月20日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年11月20日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

3 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第19期、提出日平成29年12月27日）の提出日以降、以下の臨時報告書を提出しており、その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

i 平成29年12月28日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、平成29年12月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年12月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額43,435,965円

ロ 効力発生日

平成29年12月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役として、坂本大地、岩成和子、良川忠必、河原庸仁、平野秀樹、島宏一の6氏が再任され、それぞれ就任いたしました。なお、河原庸仁、平野秀樹及び島宏一の3氏は社外取締役であります。

第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第4号議案 当社及び当社子会社の取締役、使用人及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	59,618	136		(注) 1	可決 96.44
第2号議案 取締役6名選任の件					
坂本 大地	59,577	177		(注) 3	可決 96.37
岩成 和子	59,613	141			可決 96.43
良川 忠必	59,628	126			可決 96.46
河原 庸仁	57,960	1,794			可決 93.76
平野 秀樹	59,142	612			可決 95.67
島 宏一	59,606	148			可決 96.42
第3号議案	56,347	3,407		(注) 1	可決 91.15
第4号議案	56,354	3,400		(注) 2	可決 91.16

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

平成30年1月23日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、当社の監査法人である有限責任監査法人トーマツが平成30年1月19日をもって退任したことに伴い、平成30年1月19日開催の当社監査役会において、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

赤坂有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 異動の年月日

平成30年1月19日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成29年12月26日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと監査報酬等について協議を重ねてまいりましたが合意に至りませんでした。そのため、当社監査役会は、当社の事業規模、業務内容に適した監査対応、監査費用の相当性等を検討した結果、平成30年1月19日付で一時会計監査人として赤坂有限責任監査法人を選任いたしました。

なお、退任にあたり有限責任監査法人トーマツからは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

4 最近の業績の概要について

第20期事業年度（自平成29年10月1日 至平成30年9月30日）の業績の概要

平成30年11月12日開催の当社取締役会において承認された第20期事業年度に係る財務諸表は以下のとおりです。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	797,757	1,121,966
売掛金	87,322	115,401
仕掛品	232,092	231,670
原材料	58,575	53,293
繰延税金資産	17,417	18,982
その他	103,178	90,906
流動資産合計	1,296,344	1,632,222
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,290,189	1,389,037
減価償却累計額	1,153,786	1,146,302
建物及び構築物（純額）	136,403	242,735

機械装置及び運搬具	21,932	27,968
減価償却累計額	19,256	21,507
機械装置及び運搬具（純額）	2,675	6,460
工具、器具及び備品	356,152	379,127
減価償却累計額	316,346	331,569
工具、器具及び備品（純額）	39,806	47,558
土地	147,365	147,365
建設仮勘定	105,327	-
有形固定資産合計	431,578	444,119
無形固定資産		
ソフトウェア	0	8,939
無形固定資産合計	0	8,939
投資その他の資産		
敷金及び保証金	342,298	338,568
長期貸付金	3,000	3,000
破産更生債権等	21,478	21,478
その他	111,055	118,873
貸倒引当金	41,387	77,345
投資その他の資産合計	436,444	404,574
固定資産合計	868,023	857,634
繰延資産		
開業費	23,699	41,713
繰延資産合計	23,699	41,713
資産合計	2,188,066	2,531,569

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	88,737	95,849
未払金	166,355	180,736
未払法人税等	63,386	105,813
賞与引当金	10,740	11,441
その他	93,384	88,049
流動負債合計	422,603	481,891
固定負債		
長期借入金	-	230,000
その他	11,251	12,744
固定負債合計	11,251	242,744
負債合計	433,855	724,635
純資産の部		
株主資本		
資本金	482,485	484,102
資本剰余金	384,485	386,102
利益剰余金	878,955	921,493
自己株式	30,382	30,382
株主資本合計	1,715,544	1,761,315
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	710	1,447
その他の包括利益累計額合計	710	1,447
新株予約権	39,377	47,064
純資産合計	1,754,211	1,806,933
負債純資産合計	2,188,066	2,531,569

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自平成29年10月1日 至平成30年9月30日)
売上高	4,087,181	4,304,172
売上原価	1,585,012	1,490,254
売上総利益	2,502,168	2,813,918
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	694,384	763,932
雑給	223,739	230,504
賞与引当金繰入額	10,740	11,959
広告宣伝費	18,161	20,358
販売促進費	13,045	39,504
地代家賃	422,004	474,538
減価償却費	30,753	49,638
その他	986,191	1,097,486
販売費及び一般管理費合計	2,399,020	2,687,922
営業利益	103,147	125,995
営業外収益		
受取利息	35	330
協賛金収入	7,100	3,400
為替差益	3,366	2,287
受取家賃	1,907	2,329
債務勘定整理益	844	1,256
助成金収入	2,120	680
受取保険金	647	13,959
補填金収入	-	7,860
その他	4,599	5,241
営業外収益合計	20,622	37,345
営業外費用		
支払利息	6	844
開業費償却	-	10,152
その他	883	1,739
営業外費用合計	889	12,736
経常利益	122,880	150,604
特別利益		
新株予約権戻入益	205	288
受取補償金	-	86,000
特別利益合計	205	86,288
特別損失		
固定資産除却損	-	1,629
投資有価証券評価損	20,000	-
貸倒引当金繰入額	16,909	35,956
特別損失合計	36,909	37,586
税金等調整前当期純利益	86,176	199,307
法人税、住民税及び事業税	58,018	114,897
法人税等調整額	3,419	1,564
法人税等合計	54,598	113,332
当期純利益	31,578	85,974
親会社株主に帰属する当期純利益	31,578	85,974
連結包括利益計算書		

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自平成29年10月1日 至平成30年9月30日)
当期純利益	31,578	85,974
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,548	-
為替換算調整勘定	710	736
その他の包括利益合計	6,837	736
包括利益	38,416	85,237
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	38,416	85,237

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	478,605	380,605	890,696	30,382	1,719,524	7,548	-	7,548	34,621	1,746,597
当期変動額										
新株の発行	3,880	3,880	-	-	7,760	-	-	-	-	7,760
剰余金の配当	-	-	43,319	-	43,319	-	-	-	-	43,319
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	31,578	-	31,578	-	-	-	-	31,578
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	7,548	710	6,837	4,756	11,593
当期変動額合計	3,880	3,880	11,740	-	3,980	7,548	710	6,837	4,756	7,613
当期末残高	482,485	384,485	878,955	30,382	1,715,544	-	710	710	39,377	1,754,211

当連結会計年度(自平成29年10月1日 至平成30年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	482,485	384,485	878,955	30,382	1,715,544	-	710	710	39,377	1,754,211
当期変動額										
新株の発行	1,616	1,616	-	-	3,233	-	-	-	-	3,233
剰余金の配当	-	-	43,435	-	43,435	-	-	-	-	43,435
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	85,974	-	85,974	-	-	-	-	85,974
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	736	736	7,687	6,950
当期変動額合計	1,616	1,616	42,538	-	45,771	-	736	736	7,687	52,722
当期末残高	484,102	386,102	921,493	30,382	1,761,315	-	1,447	1,447	47,064	1,806,933

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自平成29年10月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	86,176	199,307
減価償却費	40,189	59,299

開業費償却額	-	10,152
貸倒引当金の増減額(は減少)	16,909	35,957
賞与引当金の増減額(は減少)	980	701
受取利息及び受取配当金	35	330
支払利息	6	844
為替差損益(は益)	177	352
受取保険金	647	13,959
受取補償金	-	86,000
新株予約権戻入益	205	288
固定資産除却損	-	1,629
投資有価証券評価損益(は益)	20,000	-
売上債権の増減額(は増加)	137,235	28,079
たな卸資産の増減額(は増加)	15,869	5,703
仕入債務の増減額(は減少)	30,787	7,111
その他	39,986	15,303
小計	325,854	207,000
利息及び配当金の受取額	35	330
利息の支払額	6	844
保険金の受取額	647	13,959
補償金の受取額	-	86,000
法人税等の還付額	42,123	-
法人税等の支払額	8,264	78,888
営業活動によるキャッシュ・フロー	360,390	227,557
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	47,346	-
有形固定資産の取得による支出	123,963	72,957
無形固定資産の取得による支出	-	9,452
投資有価証券の売却による収入	33,717	-
貸付金の回収による収入	489	160
敷金の差入による支出	305	4,300
敷金の回収による収入	121	10,463
出資金の回収による収入	5,000	-
長期前払費用の取得による支出	7,993	13,805
その他	1,346	2,432
投資活動によるキャッシュ・フロー	141,628	92,325
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	5,329	2,157
長期借入れによる収入	-	230,000
配当金の支払額	42,631	42,574
財務活動によるキャッシュ・フロー	37,302	189,582
現金及び現金同等物に係る換算差額	784	605
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	180,676	324,209
現金及び現金同等物の期首残高	587,081	767,757
現金及び現金同等物の期末残高	767,757	1,091,966

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、「飲食事業」では主に「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」を中心とした飲食店舗運営を行っております。「外販事業」では主に自社養殖魚を中心とした鮮魚等の販売を行っております。従って当社グループは、製品及びサービス別のセグメントから構成されており、「飲食事業」及び「外販事業」を報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	調整額 (注2)	連結財務諸表計上額 (注3)
	飲食事業	外販事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	3,457,290	628,390	4,085,681	1,500		4,087,181
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	3,457,290	628,390	4,085,681	1,500		4,087,181
セグメント利益又は損失()	92,801	827	91,973	1,500	9,673	103,147
セグメント資産	1,782,982	213,360	1,996,343	1,599	190,124	2,188,066
その他の項目						
減価償却費	29,955	7,594	37,550		2,639	40,189
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	115,799	8,163	123,963			123,963

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンサルティング収入等が含まれております。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額9,673千円は、主としてセグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額190,124千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に本会社に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額2,639千円は、主に本社資産に係る減価償却費であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	調整額 (注2)	連結財務諸表計上額 (注3)
	飲食事業	外販事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	3,669,342	634,830	4,304,172			4,304,172
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	3,669,342	634,830	4,304,172			4,304,172
セグメント利益又は損失()	100,421	13,981	114,402		11,592	125,995
セグメント資産	1,983,022	354,134	2,337,157	0	194,412	2,531,569
その他の項目						
減価償却費	48,570	7,642	56,213		2,848	59,061
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	66,743	8,773	75,516			75,516

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンサルティング収入等が含まれております。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額11,592千円は、主としてセグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額194,412千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に本社に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額2,848千円は、主に本社資産に係る減価償却費であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	197.40円	202.36円
1株当たり当期純利益金額	3.64円	9.89円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	3.57円	9.70円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	31,578	85,974
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	31,578	85,974
普通株式の期中平均株式数(株)	8,680,325	8,691,188
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	159,324	173,691
(うち新株予約権(株))	(159,324)	(173,691)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成27年12月22日取締役会決議ストック・オプション(新株予約権の数817個)及び平成28年8月16日取締役会決議ストックオプション(新株予約権の数1,893個)	平成27年12月22日取締役会決議ストック・オプション(新株予約権の数789個)、平成28年8月16日取締役会決議ストックオプション(新株予約権の数1,783個)及び平成29年11月21日取締役会決議ストックオプション(新株予約権の数2,218個)

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は、平成30年7月27日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり借入を予定しております。

- 1 資金用途
出店資金
- 2 借入先の名称
三菱UFJ銀行
- 3 借入金額
54百万円
- 4 借入金利
基準金利(日本円TIBORのうち1か月の利率) + スプレッド(年率0.1%)
- 5 借入実行日(予定)
平成30年11月20日
- 6 借入期間

平成30年11月20日から5年間

- 7 担保提供資産又は保証の内容
無し

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	平成29年12月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期 第3四半期)	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月26日

株式会社東京一番フーズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	澤	幸	之	助	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志	賀	健	一	朗	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京一番フーズの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京一番フーズ及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東京一番フーズの平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社東京一番フーズが平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月26日

株式会社東京一番フーズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 澤 幸 之 助 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志 賀 健 一 朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京一番フーズの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京一番フーズの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月8日

株式会社東京一番フーズ
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	田	勉	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	川	和	也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京一番フーズの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京一番フーズ及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成29年9月30日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成29年8月9日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成29年12月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。